

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第5条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成22年5月14日

京都市長 門川 大作

## 1 入札に付する事項

- (1) 事業名称 京都市立学校耐震化PFI事業
- (2) 事業場所 京都市上京区寺町通石薬師下る西側染殿町658番地他
- (3) 事業概要 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)」に基づき、本市と事業契約を締結した選定事業者が、RO (Rehabilitate-Operate) 方式により、京都市立学校5校において、耐震補強計画の作成、耐震補強計画に係る第三者機関の判定取得、実施設計、耐震補強工事及び工事監理（以下「耐震補強業務」という。）並びに建築基準法第12条に基づく建築物の定期調査・定期点検及び建築設備の定期検査・定期点検（以下「定期調査等業務」という。）を行うもの。
- (4) 事業期間 契約の日から平成28年3月31日まで。  
なお、耐震補強業務は、契約の日から平成24年3月31日まで。  
定期調査等業務の期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日まで。
- (5) 支払条件  
契約金額を耐震補強業務に係るサービス対価と定期調査等業務に係るサービス対価に分け、次のように支払うものとする。  
ア 耐震補強業務のサービス対価

(ア) 前金払分

a 対象

耐震補強業務に係る費用のうち、耐震補強計画の作成、耐震補強計画に係る第三者機関の判定取得、実施設計及び耐震補強工事に係る費用

b 金額

耐震補強計画の作成、耐震補強計画に係る第三者機関の判定取得、実施設計及び耐震補強工事に係る費用の合計金額に100分の35を乗じた金額の範囲内で支払うこととする。ただし、前金払の支払限度額は、3億円とする。

c 請求時期

平成23年4月1日から、工事完成までの間

d 支払時期

請求があったときから、21日以内

(イ) 一括支払分

a 対象

耐震補強業務に係る費用のうち、耐震補強計画の作成、耐震補強計画に係る第三者機関の判定取得、実施設計及び耐震補強工事に係る費用

b 金額

耐震補強計画の作成、耐震補強計画に係る第三者機関の判定取得、実施設計及び耐震補強工事に係る費用の合計金額に100分の87.5を乗じた金額から前金払分を除いた金額

c 請求時期

耐震補強工事の完成から平成24年3月31日までの間

d 支払時期

請求があったときから，40日以内

(ウ) 割賦支払分

a 対象

耐震補強業務に係る費用のうち，耐震補強計画の作成，耐震補強計画に係る第三者機関の判定取得，実施設計，耐震補強工事及び工事監理に係る費用並びに割賦金利

b 金額

耐震補強業務に係る費用から前金払分及び一括支払分を除いた金額に，割賦金利を加えた金額

c 請求時期

平成24年度から平成27年度まで，上期分と下期分として年2回請求する。上期分は9月末まで，下期分は3月末までに請求する。

d 支払時期

上期分は11月末まで，下期分は5月末まで

イ 定期調査等業務のサービス対価

(ア) 対象

定期調査等業務に係る費用

(イ) 請求時期

平成23年度から平成27年度まで，年に1回。毎年度3月末までに請求する。

(ウ) 支払時期

請求があったときから，40日以内

2 入札参加資格に関する事項

(1) 入札参加者は次の要件をすべて満たしていること。

ア 本件一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出する日において、現に京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿（工事）又は規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿（工事）に登載されている者

イ 申請書の提出日、入札日及び落札決定日において、京都市競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第29条第1項の規定に基づく競争入札参加資格停止措置を受けていないこと。

ウ 本市と本事業に関するアドバイザー業務委託契約を締結している者及び提携関係にある者（以下「アドバイザー業務に関与した者」という。）並びにアドバイザー業務に関与した者と資本面又は人事面において関連がある者でないこと。

なお、アドバイザー業務に関与した者は、次のとおりである。

株式会社長大 東京都中央区日本橋蛸殻町1-20-4

株式会社日総建 東京都渋谷区幡ヶ谷1-34-14

東京丸の内・春木法律事務所 東京都千代田区丸の内3-3-1

エ 京都市立学校耐震化PFI事業提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

オ 本件入札に参加しようとする他の入札参加者又は他の入札参加者の協力企業（事業開始後に当該業務を入札参加者から受託し、又は請け負うことを予定している者をいう。以下同じ。）との関係が、次の(ア)から(ウ)のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3

号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社的一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a 親会社(会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社的一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

(ア) 及び(イ)と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

(2) 協力企業は(1)イ～オの要件をすべて満たすこと。

なお、入札参加者は、一般競争入札参加資格の確認申請時に協力企業を明らかにしなければならない。また、協力企業の変更は原則として認めない。

(3) 本事業のうち、耐震補強工事に当たる者、実施設計等業務(耐震補強計画の作成、耐震補強計画に係る第三者機関の判定取得及び実施設計をいう。以下同じ。)に当たる者、工事監理に当たる者及び定期調査等業務に当たる者は、それぞれ次のア～エの要件を満たすこと。

なお、耐震補強工事については、入札参加者が行うこととするが、耐震補強設計等業務及び定期調査等業務については、協力企業に行わせることができる。また、工事監理については、入札参加者が行うことを認めず、協力企業が行うものとする。

#### ア 耐震補強工事に当たる者の要件

- (ア) 建設業法に基づく建築工事業の建設業許可を受けていること。
- (イ) 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（入札日において有効なものに限る。）における「建築一式」の総合評定値が850点以上であること。
- (ウ) 平成7年度以降に完成済みで、単独又は共同企業体の構成員（いずれも元請）として、延べ床面積1,350平方メートル以上の鉄筋コンクリート造の建築物の耐震改修又は補強工事の施工実績を有していること。

なお、共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、出資比率20パーセント以上で、自社の監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置した場合に限る。

- (エ) 建設業法に基づく建築工事業に係る監理技術者を専任で1名以上配置できること。

なお、当該監理技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加資格確認申請日において引き続き3箇月以上の雇用関係があること。また、落札後においては、実際に配置する技術者の変更は認められない。

#### イ 実施設計等業務に当たる者の要件

- (ア) 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。

なお、平成7年度以降に建築士法により事務所として処分を受けたことがなく、また、処分を受けた建築士を雇用したことがないこと。

(イ) 平成7年度以降に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第8条第3項第1号に定める基準に適合している建築物の耐震改修計画を作成した実績を有する一級建築士を、自社において1名以上有し、耐震補強設計等業務に当たる技術者として配置し得ること。

ただし、上記の技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加資格確認申請日において引き続き3箇月以上の雇用関係があること。

また、耐震診断に関する次のa又はbの講習会のいずれかを受講し修了していること。

a 社団法人文教施設協会主催「既存鉄筋コンクリート造（2001年改訂版）学校建物の耐震診断・耐震補強設計講習会」

b 財団法人日本建築防災協会主催「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針（2001年改訂版）講習会」

なお、落札後においては、実際に配置する技術者の変更は認められない。

#### ウ 工事監理に当たる者の要件

(ア) 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。

なお、平成7年度以降に建築士法により事務所として処分を受けたことがなく、また、処分を受けた建築士を雇用したことがないこと。

(イ) 平成7年度以降に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第8条第3項第1号に定める基準に適合している建築物の耐震改修計画を作成した実績を有する一級建築士を、自社において1名以上有し、工事監理に当たる技術者として、配置し得ること。

ただし、上記の技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加資格確認申請日において引き続き3箇月以上の雇用関係があること。

また、耐震診断に関する次のa又はbの講習会のいずれかを受講し修了し

ていること。

- a 社団法人文教施設協会主催「既存鉄筋コンクリート造（2001年改訂版）学校建物の耐震診断・耐震補強設計講習会」
- b 財団法人日本建築防災協会主催「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針（2001年改訂版）講習会」

なお、落札後においては、実際に配置する技術者の変更は認められない。

#### エ 定期調査等業務に当たる者の要件

建築物の定期調査及び定期点検については、一級建築士、二級建築士、建築基準法施行規則第4条の20の規定を満たす建築基準適合判定資格者又は特殊建築物等調査資格者を、建築設備の定期検査及び定期点検については、一級建築士、二級建築士又は建築基準法施行規則第4条の20の規定を満たす建築設備検査資格者を、定期調査等業務に当たる技術者として配置し得ること。

なお、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加資格確認申請日において引き続き3箇月以上の雇用関係があること。また、落札後においては、実際に配置する技術者の変更は認められない。

- (4) 複数の事業者による特定建設工事共同企業体等の入札は認めない。また、本事業の実施に当たって、特別目的会社は設立しないことを条件とする。

### 3 入札手続等

#### (1) 入札説明書等の交付期間及び場所

##### ア 交付期間

公告の日から平成22年5月19日（水）まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律に規定する休日を除く。

午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

##### イ 交付場所 京都市行財政局財政部契約課



入札説明書等の交付に当たっては、事前に上記イの交付場所に電話連絡（電話番号 075-222-3313）を行うこと。

## (2) 入札説明会

入札説明会を次のとおり開催する。

ア 開催日 平成22年5月20日（木）

イ 開催場所及び参加方法 入札説明書に明示

## (3) 現地見学会

現地見学会を次のとおり開催する。

ア 開催日 平成22年5月24日（月）～平成22年5月28日（金）

イ 開催場所及び参加方法 入札説明書に明示

## 4 入札参加資格の確認

### (1) 提出書類

入札参加者は、次に掲げる書類を提出し、審査を受けなければならない。

なお、必要書類の作成、提出に当たっては入札説明書にも留意すること。また、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しないが、本市において無断で使用しないものとする。

ア 参加表明書（用紙交付）

イ 一般競争入札参加資格確認申請書（用紙交付）

建設業法に基づく建設工事業の建設業許可書の写しを添付すること。

ウ 直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

入札日において有効（審査基準日から1年7箇月以内）のものに限る。A4判の写しを提出すること。

エ 入札参加者の応募者及び協力企業一覧表（用紙交付）

オ 入札参加者の資本関係調書（用紙交付）

カ 入札参加者の人的関係調書（用紙交付）

キ 委任状（用紙交付）

ク 耐震補強工事施工実績調書（用紙交付）

2(3)ア(ウ) に示す施工実績を記載し、それを証明し得る契約書及び設計図書等の写しを添付すること。

ケ 実施設計等に当たる者の配置予定調書（用紙交付）

資格要件及び3箇月以上の雇用関係等を証明する書類の写しを添付すること。

コ 監理技術者配置予定調書（用紙交付）

資格要件及び3箇月以上の雇用関係等を証明する書類の写しを添付すること。

サ 工事監理に当たる者の配置予定調書（用紙交付）

資格要件及び3箇月以上の雇用関係等を証明する書類の写しを添付すること。

シ 定期調査等業務に当たる者の配置予定調書（用紙交付）

資格要件及び3箇月以上の雇用関係等を証明する書類の写しを添付すること。

ス 返信用封筒

表に返信先を記載し、簡易書留郵便相当額の切手をちょう付すること。

なお、上記以外に入札説明書で指示する書類を併せて提出すること。

## (2) 提出期間及び提出先

ア 提出期間

平成22年6月15日（火）から同年6月21日（月）まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律に規定する休日を除く。

午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

イ 提出先 京都市行財政局財政部契約課

## (3) 入札参加資格の確認結果通知等

入札参加資格の確認結果は、平成22年6月25日（金）までに、一般競争入

入札参加資格確認通知書により通知する。

なお、資格がないと認められた者に対しては、その理由を付して通知する。

(4) 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

ア 入札参加資格がないと認められた者は、市長に対し、書面により、入札参加資格がないと認められた理由の説明を求めることができる。

なお、書面は平成22年7月5日（月）までに、京都市行財政局財政部契約課まで持参し、提出しなければならない。

イ 市長は、アによる説明を求められたときは、平成22年7月12日（月）までに、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

5 入札参加資格確認の取消し

入札参加資格があると認められた者が、次の各号の一に該当するときは、4(3)による通知を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。

- (1) 入札参加資格があると認められた者が、入札日までの間に、規則第2条第1項に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。
- (2) 入札参加資格があると認められた者が、入札日及び落札決定日において要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止となったとき。
- (3) その他市長が特に入札に参加させることが不相当であると認められたとき。

6 入札説明書に対する質問及び回答期限

入札説明書に対する質問及び回答期限については、入札説明書による。

7 入札執行の日時及び場所等

- (1) 執行日時 平成22年8月3日（火）午前10時
- (2) 執行場所 京都市行財政局財政部契約課 第一入札室
- (3) 入札を行う者は、一般競争入札参加資格確認通知書（又はその写し）を提示しなければならない。また、提案書を提出しなければならない。

## 8 入札方法等

- (1) 落札決定に当たっては、提案審査は総合評価方式により審査委員会で行い、審査委員会の選定結果を踏まえ落札者を決定する。

ただし、落札者となるべき者の評価内容によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、次に高い評価点を有する者をもって落札者とすることがある。

なお、最も高い評価点の者が二者以上あるときは、加点項目審査の「耐震補強業務」の得点が最も高い者を落札者とする。なお、当該得点も同点の場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

- (2) 落札価格は、入札書に記載された金額に100分の5に相当する金額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から割賦手数料相当額を控除した金額の105分の100に相当する金額に割賦手数料相当額を加算した金額を入札書に記載すること。

- (3) 入札に当たっては、予定価格及び入札参加者を公表する。ただし、一般競争入札に参加する資格を有するものが一者のときは、予定価格の事前公表は行わない。

## 9 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

納付。保証金額は入札金額の100分の5以上とする。ただし、規則第7条の2第1項第1号から同項第6号に掲げる国債その他有価証券の提供又は金融機関の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契

約の締結を行った場合又は金融機関若しくは保証事業会社と契約保証契約の予約を締結した場合は、入札保証金の納付を免除する。

## (2) 契約保証金

納付。保証金額は耐震補強業務費の100分の10以上とする。ただし、有価証券等の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

## 10 入札の取消し

8(3)により予定価格の事前公表を行った場合において、入札参加者が一者になったときは、本件入札を取り消すものとする。

## 11 入札の無効

- (1) 規則第6条の2各号（第3号を除く。）に定めるもののほか、虚偽の申請により入札参加資格があると認めた者が行った入札は無効とする。
- (2) 予定価格を上回る価格で入札を行ったときは、無効とする。ただし、予定価格の事前公表を行わなかった場合は、この限りではない。

## 12 議会の議決に付すべき契約

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第9条及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月25日条例第32号）第2条に規定する議会の議決に付すべき契約に該当するため、契約の相手方となる者は、まず本市と仮契約を締結し、議会の議決を経た後に本契約を締結することとする。ただし、仮契約を締結した後、議会の議決があるまでに、仮契約の相手方に別に定める基準に該当する反社会的行為等があったときは、当該仮契約は解除する。

なお、選定事業者が落札者として決定された後、事業契約を締結するまでの間に、

選定事業者が京都市契約事務規則の施行に関する要綱第2条第1項各号に該当するときは、契約を締結しないものとする。また、選定事業者と仮契約を締結した場合であっても本契約を締結するまでの間に、選定事業者が京都市契約事務規則の施行に関する要綱第2条第1項各号に該当するときは、仮契約を解除するものとする。この場合において、選定事業者は、本市に対し、仮契約金額の100分の5に相当する額の違約金を支払わなければならない。

### 13 その他

- (1) 本件入札は、政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該事業に直接関連する他の事業の請負契約を当該事業の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

### 14 問い合わせ先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所本庁舎1階

京都市行財政局財政部契約課工事契約担当

(電話番号 075-222-3313)

(行財政局財政部契約課)